

Kagoshima Lease kara

リースの 上手な活用法

Lease no Jouzu na
Katsuyouhou

ご提案

「所有」より「使用」することに重点を置いた設備投資の方法です。

リースとは、企業が設備を導入する場合に、自社で購入[所有]するのではなく、リース会社が購入した物件を賃借[使用]するシステムです。借主(ユーザー)の希望する動産(物件)を、貸主(リース会社)がユーザーに代わって購入し、リース会社は比較的長期にわたってユーザーにその物件を貸与(リース)し、その期間中ユーザーは、リース料として一定の賃借料をリース会社に支払うと言うものです。これは、自己資金に頼らない設備調達手段と言え、経営の効率化を推進する方法として広く活用されています。



鹿児島銀行グループ

鹿児島リース株式会社

お客様の リースメリット

リースの上手な活用をご提案します。

メリット1

資金を有効に使えます。

リースを利用すれば、購入資金が不要となるので、購入にあてる予定の手許資金、あるいは調達可能な借入金を運転資金や事業資金に充当でき経営の効率化、弾力化が図れます。

メリット2

常に最新鋭の機器を使用できます。

技術革新のはげしい機械設備は、法定耐用年数に達しないうちに旧式化する恐れがあります。適切なリース期間を選んでリースを利用すれば機械の陳腐化、老朽化のリスクにも対処できます。

メリット6

**環境関連法制に
適切に対応できます。**

リース終了物件は、リース会社の当社が廃棄物処理法や薬事法などの規制に適應した処理を行います。

リース の メリット

メリット5

**原価計算が
容易に出来ます。**

リース料は毎月定額払いのため、原価計算が簡単でしかも明確であり、コストや合理化効果の計算も容易になります。

メリット3

**リース料は経費で
処理できます。**

毎月のリース料は経費として処理できます。(※)

メリット4

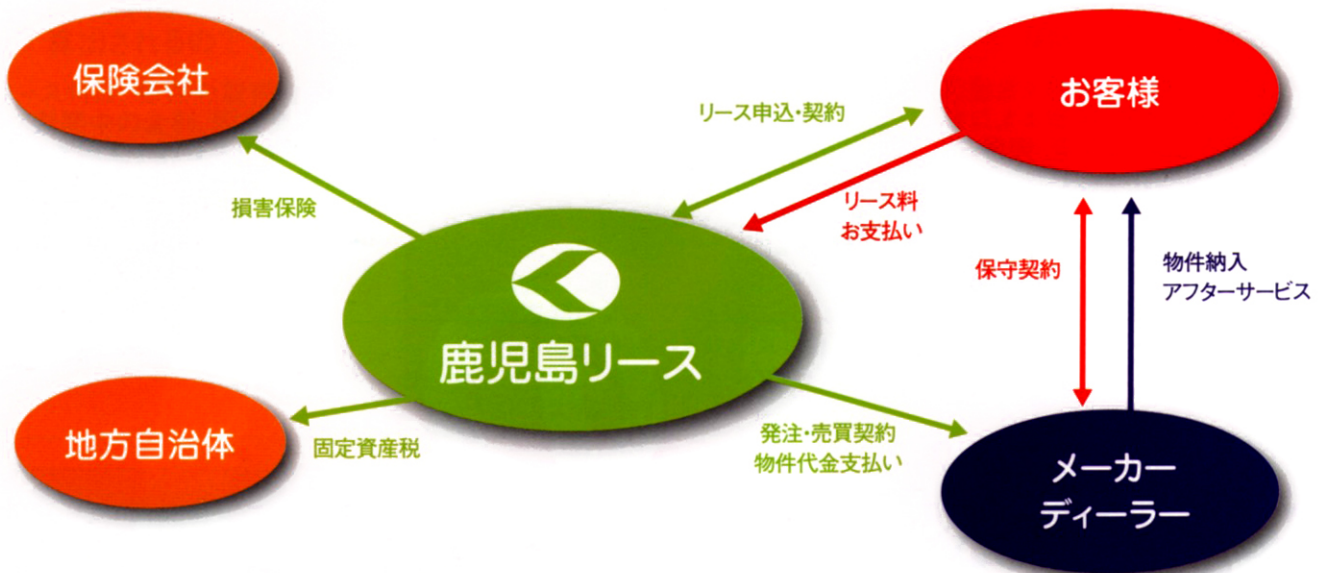
**経理事務の負担が
軽くなります。**

機械設備購入した場合には、減価償却、固定資産税の申告納付、保険契約、資産処分等の事務手続きを必要としますが、リースを利用すれば、リース料の支払いだけで済み事務の合理化を促進します。(※)

※平成20年4月よりリース会計基準が改正されました。

お客様によっては上記内容にあてはまらない場合がございますので詳しくは当社へお問い合わせください。

リースの仕組み



リース対象物件

産業機械、事務機器、医療機器、商業設備、建設機械、ソフトウェア、自動車などあらゆる機械・設備(動産)が対象になります。

リースお申込み

ご希望の機械・設備についてメーカーまたはディーラーとの間で機種・銘柄・仕様・価格等を決めていただき「鹿児島リース」へお申込みください。

リース契約とリース物件の納入

あらゆるメーカーの製品がリースの対象となります。物件が決まりましたら、当社が発注購入し、メーカー又は、ディーラーから直接お客様の指定場所へ納入いたします。

リース期間

物件の種類や用途により、実際の使用可能年数(経済耐用年数)を考慮してご検討いただくことになります。但し、税務上、物件に適用される法定耐用年数に応じた制限があります。法定耐用年数10年未満の物件は、その期間の7割以上で、法定耐用年数10年以上の物件はその期間の6割以上で決めていただきます。尚、税務通達で決められている最短リース期間は次の通りです。

法定耐用年数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
最短リース期間	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

リース料

物件の引渡し(検収)と同時に初回のリース料を現金で支払っていただき、第2回目以降は、原則として均等額を預金口座振替でお支払いいただきます。

固定資産税と損害保険

原則として全ての物件に、リース期間を通して動産総合保険を付保しています。なお保険料や固定資産税の申告と納付などの一切の手続きは当社が行いお手を煩わすことはありません。

保守・アフターサービス

保守契約を要する(除メンテナンス・リース)場合は、お客様とメーカー・ディーラーとの間で直接保守契約を結んでいただきます。

リース期間満了時

リース物件を引き続きご使用(再リース)いただくか、物件を返却されるかお決めください。再リース料は年間リース料の10分の1程度と大変お安くっております。

留意事項

- ①リース期間は原則として中途解約はできません。
- ②物件の所有権はお客様に移転しません。
- ③リース期間中に生じる物件の維持管理費についての費用はメンテナンスリース(カーリース関係)以外はお客様でご負担いただきます。

リースの手続き

① 物件選択・引合

お客様とメーカー・ディーラー（以下「売主」と言います）との間で交渉し、ご使用になりたい物件の名称、形式や価格、納期等を決定しましたら、売主のお見積書とお客様のご希望の支払条件等を鹿児島リースにお知らせください。

② お 申 込

財務諸表等の審査書類を添えてお申込していただきます。

③ 審 査

鹿児島リースで審査のうえ、迅速にその結果をご報告いたします。

④ 契 約

リース料、リース期間、リース開始日等の条件が決定次第、リース契約にご調印いただきます。

⑤ 発 注 ・ 納 入

鹿児島リースが売主と売買契約書を取り交わして物件を発注します。売主は、お客様のご指定する場所に物件を直接納入します。ご必要に応じて、お客様と売主との間で、アフターサービスのための保守契約を締結してください。

⑥ 検収・リース開始

お客様の検収（検査）が済み次第、鹿児島リース所定の「物件借受証」をご提出（ご記名・ご捺印）いただき、リース契約が開始します。

⑦ お 支 払 い

リース物件の引渡し（検収）日に契約条件にもとづいて初回リース料と、場合によっては前払リース料をいただきます。2回目以降は口座振替によりお支払いいただきます。

⑧ 満 了

再リース

リース物件の継続使用をご希望される場合は1年ごとの再リース契約により格安の料金でご使用いただけます。

ご返却

リース物件をご使用されない場合には物件を鹿児島リースにご返却いただきます。

※リースが満了しても原則として、その物件をお客様が買い取ることはできません。

したがって、リース満了時にその物件に使用価値がある時は、再リースされることをお勧めします。

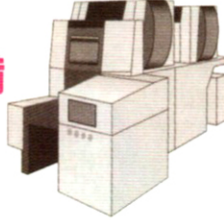
リース取扱商品

情報関連 機器



コンピューター
ハード・ソフト、
ファクシミリ、CADシステム、放送設備、
通信システム、複写機、電話交換機
等々

産業用 機械設備



NC工作機械、
金属加工機械、
産業用ロボット、
マシニングセンター、
半導体製造装置、射出成形機、
鍛圧機械、コージェネレーションシステム、
印刷製本機械、産業廃棄物処理設備 等々

土木建設 機械



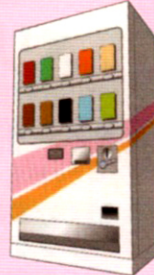
クレーン・油圧ショベル、ホイールローダー、
ブルドーザー、ボーリングマシン、
道路機械 等々

輸送用 機器



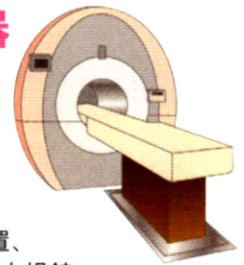
バス・トラック、
営業用車輛、
保冷車、フォークリフト、
コンテナ 等々

商業設備



冷凍・冷蔵
ショーケース、
業務用クリーニング
機械、厨房機器、
包装機器、洗車機、
自動販売機、
娯楽機械、店舗設備、ホテル設備、
POSシステム 等々

医療機器



MRI装置、
CTスキャナー、
超音波診断装置、
放射線治療器、内視鏡、
リハビリテーション関連機器、
医療用電子機器 等々

建物、建物付属設備・構築物等で移設が容易に行えない設備・機械及び中古品等については、リースのお取り扱いができない物件がございます。例えば、ダクト型空調設備や電気照明設備は建物の一部とみなされ、リースでのお取扱いはできません。

鹿児島リースでは、リースのほかにも割賦販売契約もお取り扱いしておりますので、お気軽にご相談ください。

さまざまな設備調達

リース・レンタル・割賦販売の比較

項目 種類	リース	レンタル	割 賦
契約期間	通常2年以上の長期契約	日、週、月単位で短期間	中・長期間(最短24ヶ月より)
使用目的	機械設備のように比較的長期に継続的に使用する場合	一時的に使用する場合	・比較的中長期に使用する場合 ・自己所有
中途解約	認めない	認める	認めない
対象物件	汎用性のある動産	汎用性のある特定の動産	広範囲な動産
お客様	特定の相手先	不特定多数の相手先	特定の相手先
所有権	リース会社	レンタル会社	代金完済後(所有権留保方式)に お客様に移転
料金	○保険料や固定資産税も含んでい るので実質的には他と比べ安い ○リース期間満了後の再リース料は 割安	○リース料金より割高 ○契約更新の場合も料金不変	○固定資産税は含まない
経費処理	賃貸借処理の場合はリース料全額。 売買取引に準ずる場合は減価償却 費と利息相当分	レンタル料金全額	物件の減価償却費
物件の調達	お客様の指定により調達する	常時在庫	お客様の指定により調達する

よくあるご質問

Q1 リース料はどのように算出されるのですか？

①リース料は、物件の取得金額に、リース期間中の金利、固定資産税や保険料を加えて計算されます。このリース料総額をリース期間で均等に割ったものが、毎月のお支払リース料です。物件の取得価格に対する月額リース料の割合をリース料率といいます。

Q2 リース期間はどのように決めるのですか？

①お客様のご希望で決めていただくことができますが、リース料金全額を損金処理できる税務上の適正リース期間は、物件の法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上の場合は60%）以上の年数（端数切捨て）と定められています。例えば、法定耐用年数が5年のものは3年以上、同10年のものは6年以上が適正リース期間となります。但し、お客様専用の特別仕様の設備等については、適正リース期間が法定耐用年数の80%以上となるケースがあります。

Q3 リース物件に付ける動産総合保険とはどんなものですか？

①動産を対象とし、偶発的に起こる事故による損害、火災・破損・爆発・盗難・衝突・落下などによる損害を補償するものです。

Q4 リース物件の修理やアフターサービスはどうなりますか？

①リース期間中の物件の維持・管理は、お客様に行っていただきます。（メンテナンスリースの場合を除く。）リース物件でもメーカーやディーラーのアフターサービスが受けられます。その場合の保守契約はお客様とメーカー等とで直接結んでいただきます。

Q5 リースは原則として中途解約はできません。

①リース契約はレンタルとは異なり、リース期間の途中で解約することはできません。不使用等の理由でやむを得ず解約する場合には、物件をご返却いただき、当社の提示する規定損害金をお支払いいただいて契約を解約することになります。

Q6 物件の所有権は移転しません。

①リース物件を引き続きご使用される場合は1年ごとの再リース契約により格安な料金（当初契約の年間リース料の1/10）でご使用いただけます。ご使用されない場合は契約を終了し、当社の指定する場所へリース物件を返還していただきます。物件返還に要する費用はお客様のご負担となります。

※ご不明な点は最寄りの鹿児島リースまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

本 社

〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6F
TEL099-225-2455 FAX099-225-2125

本社営業第一部

〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6F
TEL099-225-2455 FAX099-225-2143

本社営業第二部

〒891-0122 鹿児島県鹿児島市南栄6丁目1-20 鹿児島ディベロップメント(株)内
TEL099-266-4521 FAX099-266-4525

川内営業所

〒895-0027 鹿児島県薩摩川内市西向田町16-7 鹿児島銀行川内支店内
TEL0996-20-2232 FAX0996-22-3926

出水営業所

〒899-0202 鹿児島県出水市昭和町12-25 鹿児島銀行出水中央支店内
TEL0996-63-1201 FAX0996-63-1202

鹿屋営業所

〒893-0014 鹿児島県鹿屋市寿3-5-43 鹿児島銀行寿支店内
TEL0994-44-3521 FAX0994-42-5813

国分営業所

〒899-4332 鹿児島県霧島市国分中央3-10-21 鹿児島銀行国分支店内
TEL0995-46-4780 FAX0995-46-4781

宮崎営業所

〒880-0806 宮崎県宮崎市広島2-12-14 鹿児島銀行宮崎支店内
TEL0985-20-1160 FAX0985-22-1767

都城営業所

〒885-0071 宮崎県都城市中町5-6 鹿児島銀行都城支店内
TEL0986-25-8480 FAX0986-25-8479

取扱窓口

鹿児島銀行本支店の窓口でも
お取り扱いいたします。